

2020年5月14日を基準日とし、以下の要件をすべて満たした時点で、**県知事の休業要請解除**を待たずに、**順次教室業務を再開**します。

- ①**特進館学院のスタッフおよび同居家族に感染者**がない。
 - ②**特進館学院の塾生および同居家族に感染者**がない。
 - ③**三田市内で、新規感染者が7日間継続して発生しない**。
 - ④**兵庫県内で、1日あたりの新規感染者が7日間継続して10名未満**。
- 上記の要件をすべて満たした日の**原則翌週**から、**万全の感染対策**の上、**自習室と映像ブースを再開**。さらに**7日間**、**同要件を満たした場合は、通常クラスでの対面授業を再開**することとします。

ただし、**教室再開後に上記の要件を満たせない日が3日以上継続した場合**には**再度教室を閉鎖**し、その**翌週からオンライン指導**に切り替えて指導を行うこととします。【①または②は、当日から14日間閉鎖】